



鳥取県公報

平成15年 3月31日(月)
号外第48号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(4)(給与課)..... 1

人事委員会規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第4号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表		別表	
1 略		1 略	
2 実習船		2 実習船	
職 名	支給割合	職 名	支給割合
略		略	
機関員	0.9以上1.1以内	機関員	0.9以上1.1以内
司ちゅう員	0.8以上1.1以内		

附 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

